

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成26年9月18日までに実施しました平成26年度定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

四日市港管理組合

監査委員 伊藤 晃

監査委員 森野 真治

第1 監査の概要

1 監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正かつ効率的に処理されているかを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所

（経営企画部）総務課、企画課、振興課、港営課、整備課、施設保全課
（室・局）出納室、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、当管理組合において関係者から事情聴取を行うなどにより平成26年9月17日及び18日に実施しました。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部に改善・是正を要するものがあつたが、概ね適正に処理、執行されておりました。所属ごとの監査の意見は次のとおりであるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

[四日市港管理組合全体]

(1) 備品の管理体制

備品については、毎年3月末日時点で各担当課において、使用状況・稼働状況・安全性・破損の有無・劣化状況等について現物実査を行い記録を残すこと。加えて会計管理者は5%以上を目安に抽出実査を行うよう努められたい。また、公印及び金庫等の鍵の日常管理を徹底し、事故等の起こりにくい状況を作り上げていくことに一層留意すること。

組合財産管理の責任遂行の証明と職員の事故予防は管理の重要ポイントであることを再認識すること。

(2) 時間外勤務及び職員の健康管理について

職員の時間外勤務について、管理組合においては突出した時間外勤務は見受けられないが、管理職は業務遂行でのケアとあわせて、職員の生活面・メンタル面も含めた健康管理に注意を払うこと。また、産業医等への相談しやすい環境づくりにも留意されたい。

(3) コンプライアンスの徹底について

コンプライアンスについては、公用車の車検切れ・運転免許の所持状況等に係るコンプライアンス違反が他の公共団体で見受けられる。管理組合においても定期的に点検するなどして、その徹底を図ること。

[経営企画部]総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項

(1) 委託業務について

委託業務については、各担当課において、契約条項の精査を徹底し、法的に不備のないように努められたい。また、委託業務の見直しや、有効性・妥当性確保のための原価分析と価格引下げにも努めること。

日常の業務管理については、仕様書との対比を軸に業務の検査を行い、記録を残すことにより委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止などに努めること。

[総務課]

(1) 職員の任用について

四日市港管理組合の職員構成については、国、三重県及び四日市市からの派遣職員が全体の約4分の3を占めており、プロパー職員の比率は約4分の1である。しかし、県・市派遣の職員は数年で人事異動があることを考えると、四日市港管理組合を将来にわたり継続的に支えていくプロパー職員の果たす役割は非常に重要である。今後も全体の年齢バランス等を考慮し、人材育成の観点も見据えプロパー職員の適切な採用や人事配置に努められたい。

(2) 工事・委託契約の入札情報について

公共工事等の入札・契約制度については、三重県に準じて要綱・要領の改正を行い、それらに基づいて処理がされている。今後も、県の動向に注意を払いつつ、競争性・公平性を十分確保するとともに、入札については、より広く関係者に入札情報を提供できるよう、より効果的な方法を検討すること。

(3) 貸与品の管理について

作業着等転用や換金が容易な貸与品については、未使用品等在庫物品の日々の入出庫確認や月末時在庫実査などの厳重な管理を再徹底すること。加えて、上司による抽出実査を実施されたい。

(4) 予算・実績差異分析

予算・実績差異分析については、不用額の発生要因を分析し検証することで、その減少に努めること。(平成25年度決算審査意見書参照)

[振興課]

(1) ポートセールスについて

平成25年の外貿コンテナ貨物取扱量は約19万4千TEUで、過去最高の結果となった。しかし、県内企業の四日市港利用率は約3割という状況が続いている。今後は、具体的な営業目標を定め、効果的なポートセールスを実施するよう努められたい。

(2) 展望展示室について

ポートビル14階の展望展示室については、展示施設の老朽化とともに目新しさが薄れつつあることが懸念される。ナビゲーションシアターなどの既存展示施設については何らかの改修を行うことにより今後の活用を工夫されたい。加えて、近年の工場夜景ブームを利用するなどして有料入場者数の増加による収入増に努められたい。

(3) 親しまれるみなとづくり

親しまれるみなとづくりについては、様々な広報活動やイベントを通じ集客を図っているが、現状では十分な効果がでていないと言いがたい。

親しまれるみなとづくりのイメージの見直しを含め、県民・市民が行ってみたいと思う、「明るく、楽しい、魅力あるみなとづくり」を目指して改善に取り組まれたい。

[港営課]

(1) 使用料計算の原価分析について

入港料や岸壁・さん橋等使用料の計算にあたっては、必要原価（減価償却費・人件費・修繕費など）の積算に基づく使用料（＝要回収額）と経営戦略上設定している使用料を明示し、その考え方を、職員はじめ県民・市民にもわかりやすく説明できるようにして、全員理解・全員参加の組合経営を期されたい。また、担当職員の一人一人がその原価分析の内容を理解することにより、さらに合理的な業務改革やより競争力のある料金サービスの導入も検討すること。

[企画課]

(1) 港湾運営の民営化について

特例港湾運営会社化による、管理組合にとってのコストメリットやサービス活動の改善度などを常に把握できるシステムを導入し、監視・牽制を継続する必要がある。

加えて、特例港湾運営会社そのものの生産性や収益性などの経営状態の把握に努め、健全経営へのケアにも注意を払うこと。

(2) 統計調査データの活用について

コンテナ貨物流動調査等の統計データについては、戦略的に分析し関係課にフィードバックすることにより、今後のポートセールスなどに活用させ、各課を支援できるよう努められたい。

[整備課・施設保全課]

(1) 岸壁の整備の優先順位について

岸壁等の港湾施設については、老朽化が著しいことから、構成団体である県、市とも相談し、経年数順や破損・危険レベル順などで優先順位を決定し、早急かつ計画的に整備を進められたい。

(2) 緑地施設の維持管理費について

緑地施設の維持管理については、電気・水道料金等一般経費のみで年間約1,000万円かかっており、中身を精査のうえ、委託料引下げや維持方法の改善などを行い、年間経費の節減に努めること。